



あなたのその行動が 命を守ります

～事故による死者の多くは**頭部の損傷**が原因です～

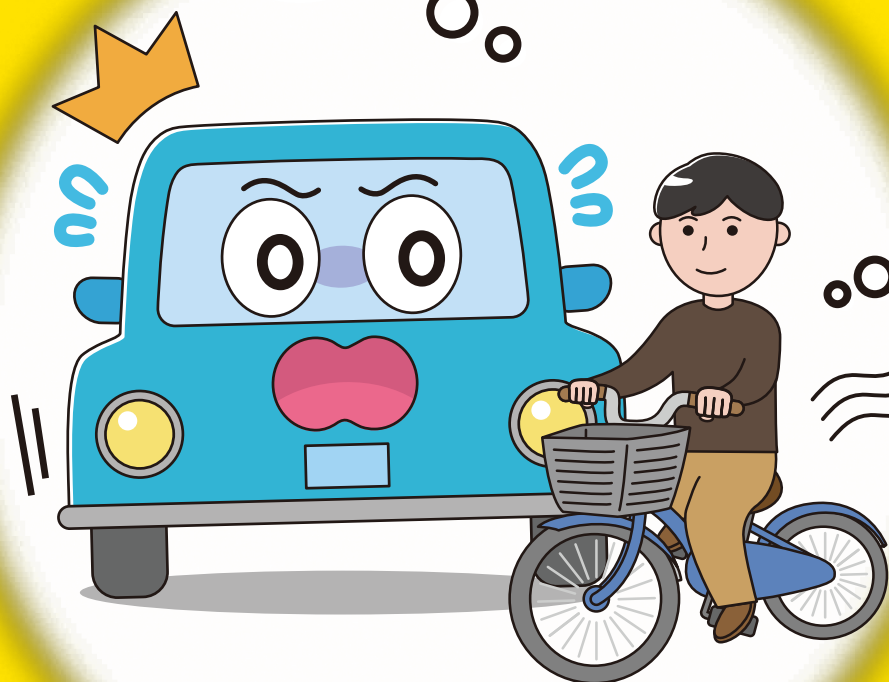


自転車を運転する際は、**大人も子どももヘルメットを着用しましょう**

※詳しくは、県公式ウェブサイト「[美の国あきたネット](#)」をご確認ください。【コンテンツ番号：82379】



ヘルメットは
かぶっていますか？



自転車損害賠償責任保険等に
加入していますか？

自転車
安全利用五則を
守っていますか？

自転車損害賠償責任保険等への
加入は義務です！

保険加入状況は県HPに掲載している
フローチャートをご確認ください。

→県公式ウェブサイト
「[美の国あきたネット](#)」
【コンテンツ番号：58212】



①**車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**

※標識で通行可能となっている場合等は歩道通行が可能です。
車道寄りを徐行しましょう。

②**交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**

③**夜間はライトを点灯**

④**飲酒運転は禁止**

⑤**ヘルメットを着用**



自転車の危険な運転に関しての罰則が強化されました

ながらスマホの禁止（道交法第 71 条第 5 号の 5）

自転車運転中に携帯電話（スマートフォン）を保持し、

- ・ **通話**すること
- ・ 表示された**画面**を**注視**すること

※どちらの場合も停止中は除く



6 か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合は 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金となります。

酒気帯び運転及びほう助の禁止（道交法第 65 条）

- ・ **酒気を帯びて**自転車運転すること
- ・ 飲酒運転をするおそれがある者に**酒類**や**自転車**を提供すること
- ・ 飲酒運転の自転車に**同乗**すること

以上の行為は、罰則の対象となります。

※酒気帯び運転等をしたときの罰則



酒気帯び運転	3 年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
自転車の提供	3 年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
酒類の提供者・同乗者	2 年以下の懲役又は 30万円以下の罰金

※酒酔い運転については、改正以前から 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金が規定されています。

車両の運転者として交通ルールを守り、安全に利用しましょう

お問い合わせ

秋田県生活環境部県民生活課
☎018-860-1523

安全安心まちづくり・交通安全チーム

この印刷物は 70,000 部作成し、印刷経費は 1 部あたり 2.31 円です。

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。